

公立大学法人横浜市立大学附属病院・福浦キャンパス実験系排水・廃液等安全管理規程

昭和62年 4月 1日 制定

平成26年 3月28日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は公立大学法人横浜市立大学附属病院・福浦キャンパス（以下「福浦キャンパス等」という。）において、教育研究活動等により生じた実験系排水及び廃液の取り扱いに関し、法令その他の定めるもののほか必要な事項を定め、実験・実習に携わる教職員、学生及び研究者等（以下「教職員等」という。）及び地域住民の健康と安全を守るとともに、周囲の自然環境の破壊を防ぐことを目的とする。

2 実験系排水及び廃液の取扱いはこの規程に定めることのほか、公立大学法人横浜市立大学附属病院・福浦キャンパス化学物質環境安全管理規程、水質汚濁防止法、下水道法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、その他の法令に定めるところによる。

3 福浦キャンパス等において教職員等は、この規程に従って実験系排水及び廃液の取扱いを行わなければならない。

(定義)

第2条 この規程において廃液とは、水質汚濁防止法施行令第2条及び下水道法施行令第9条の4並びに横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第34条第2項に定められた物質並びに有機溶媒、廃油、酸、アルカリその他の有害な物質を含む廃液をいう。

(管理組織)

第3条 実験系排水及び廃液等の安全な管理を図るための事項は、環境管理委員会環境管理部会で審議する。

2 部会員は、部会において必要な事項を審議するほか、各検査室、研究室及び実験室（以下「研究室等」という。）における実験系排水・廃液等を管理する。

(管理方法)

第4条 部会員は、研究室等における廃液は、別表に掲げる分類に従い、量を把握し、その発生源において所定の容器に貯留しなければならない。また、別表に掲げる分類に該当しないものは、その廃液ごとに貯留しなければならない。

2 前号の規程にかかわらず、放射性物質を含む廃液については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律その他の法令の定めるところにより取り扱うものとする。

雑則

第5条 この規程に定めるもののほか、実験系排水・廃液の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則 この規程は昭和62年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は平成26年 3月 28日から施行する。

別表 廃液分類表

区分	種類	廃液名	内容成分	容器	廃液番号	
廃液名称	廃油	廃油	廃油、機械油、切削油、動植物油	20L、10Lポリ容器	1	
		有機廃液	有機酸、アミン、アルデヒドの水溶液、水溶性切削油、含水溶剤	20L、10Lポリ容器	2	
		含ハロゲン有機廃液	クロロホルム等の有害物質を除くハロゲン系有機廃液	20L、10Lポリ容器	3	
	廃酸	廃酸	pH2以上の酸性廃液で重金属等を含まない液	20L、10Lポリ容器	4	
		廃酸(有害以外の金属含有)	pH2以上の酸性廃液で有害重金属等を含まない液	20L、10Lポリ容器	5	
		定着液	写真定着液	20L、10Lポリ容器	6	
	廃アルカリ	廃アルカリ	pH12.5以下のアルカリ性廃液で重金属等を含まない液	20L、10Lポリ容器	7	
		廃アルカリ(有害以外の金属含有)	pH12.5以下のアルカリ性廃液で有害重金属等を含まない液	20L、10Lポリ容器	8	
		現像液	写真現像液	20L、10Lポリ容器	9	
廃液名称(特別管理産業廃棄物)	廃油	可燃性溶剤	アセトン、ヘキサン、アルコール、酢酸エチル、トルエン等の有機溶剤	20L、10Lポリ容器	10	
		ベンゼン含有廃液	ベンゼン含有の有機溶剤	20L、10Lポリ容器	11	
		有害溶剤	ジクロロメタン、トリクレン、パークレン等の特定有害物質を含む塩素系溶剤(※)	20L、10Lポリ容器	12	
	廃酸	廃酸	pH2以下の強酸性廃液で重金属等を含まない液	20L、10Lポリ容器	13	
		廃酸(有害以外の金属含有)	pH2以下の強酸性廃液で有害重金属等を含まない液	20L、10Lポリ容器	14	
		水銀	水銀を含む酸性廃液	20L、10Lポリ容器	15	
		シアン	シアンを含む酸性廃液	20L、10Lポリ容器	16	
		有害重金属廃液	クロム、鉛、カドミウム、ヒ素、セレンを含む酸性廃液	20L、10Lポリ容器	17	
	廃アルカリ	廃アルカリ	pH12.5以上の強アルカリ性廃液で重金属等を含まない液	20L、10Lポリ容器	18	
		廃アルカリ(有害以外の金属含有)	pH12.5以上の強アルカリ性廃液で有害重金属等を含まない液	20L、10Lポリ容器	19	
		水銀	水銀を含むアルカリ性廃液	20L、10Lポリ容器	20	
		シアン	シアンを含むアルカリ性廃液	20L、10Lポリ容器	21	
	その他	不明液体	上記に当てはまらない物質		20L、10Lポリ容器	23
					20L、10Lポリ容器	24

※特定有害物質・・・ジクロロメタン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・四塩化炭素・1, 2-ジクロロエタン・1, 1-ジクロロエチレン

シス-1, 2-ジクロロエチレン・1, 1, 1-トリクロロエタン・1, 1, 2-トリクロロエタン・1, 3-ジクロロプロペン

※ハロゲン廃液や腐食の恐れのある有機廃液は10Lポリ容器を使用してください。